

診療報酬の算定方法等に基づき関東信越厚生局長に届け出た事項に関する掲示

当クリニックは、以下の施設基準の届け出を行っています。

- ①外来感染対策向上加算（令和 7 年 8 月から）
- ②電子的診療情報連携体制整備加算 2（令和 8 年 6 月から）
- ③外来在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）（令和 8 年 3 月から）
- ④在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注 2 に規定する持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算（令和 8 年 6 月から）
- ⑤在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注 3 に規定する遠隔モニタリング加算（令和 8 年 7 月から）
- ⑥ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（令和 8 年 6 月から）
- ⑦在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料（令和 7 年 6 月から）
- ⑧在宅がん医療総合診療料（令和 7 年 6 月から）
- ⑨在宅患者訪問診療料（Ⅰ）の注 13（在宅患者訪問診療料（Ⅱ）の注 6 の規定により準用する場合を含む）（令和 7 年 6 月から）
- ⑩在宅がん医療総合診療料の注 8 及び歯科訪問診療料の注 20（令和 7 年 6 月から）
- ⑪別添 1 の「第 9」の 1 の（3）に規定する在宅療養支援診療所（令和 7 年 6 月から）
- ⑫心不全再入院予防継続管理料 3（令和 8 年 1 0 月から）

指定医療機関指定書

- ①生活保護法指定医療機関
- ②結核指定医療機関
- ③難病患者に対する指定医療機関
- ④被爆者一般疾病医療機関
- ⑤訪問看護・介護予防訪問看護・居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導
- ⑥身体に障害のある者の診断を担当する医師（心臓機能障害）